✿ ヘアゴム（装飾部分が主に紡織用繊維から成るもの）第 63.07 項

貨物概要

紡織用繊維で被覆した輪状のゴムひもと装飾部分から成る髪用装飾品

性　状：紡織用繊維で被覆した輪状のゴムひもに、紡織用繊維製のリボン及びプラスチック製のビーズから成る装飾物を取り付けたもの

材　質：（ゴムひも）ゴム（紡織用繊維で被覆したもの）
（装飾部分）織物（ポリエステル１００％）
ビーズ（プラスチック）

用　途：ゴムひもで髪を束ね、髪を飾る

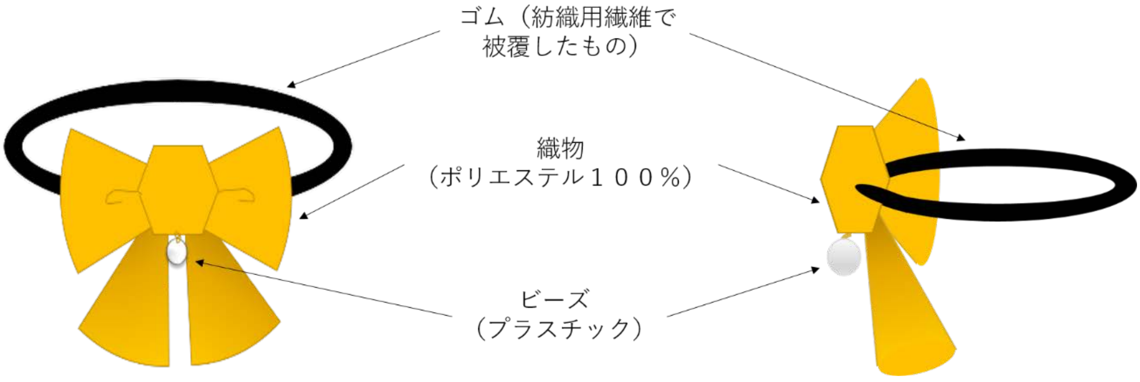

分類

関税率表第 6307.90 号－２（統計番号 6307.90-029）のその他の紡織用繊維製品

分類理由

本品は、紡織用繊維で被覆したゴムひも、紡織用繊維の織物製リボン及びプラスチックから成る髪用装飾品として使用するものです。本品のように、ゴムひもで髪を束ねる性状の製品については、関税率表第 96.15 項の規定に該当せず、同項には分類されません。

本品は、紡織用繊維とプラスチックの異なる材料から成る髪用装飾品ですが、本品に使用されているプラスチック製のビーズは、全体の性状から、単なるトリミング又は附属品（同表解説第 63 類総説（1）参照）と認められ、本品の分類に

は影響を及ぼしません。
　よって、本品は、同表第 63.07 項の規定並びに、同表解説第 63 類総説（1）及び同表解説第 63.07 項の記載により、その他の紡織用繊維製品として上記のとおり分類されます。
　なお、本品は、同表第 71 類注３（ｇ）の規定により、同表第 71 類には分類されません。

♠　♠　♠

注記

　関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第４条）。
　この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。
　（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）